

特定都市再生緊急整備地域の整備計画

整備計画名	羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域整備計画
-------	-----------------------

都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針

国家戦略特区における東京圏の重要なエリアである羽田空港南地区と殿町地区において、国内外に豊富な航空ネットワークを有する羽田空港を中心とした連携を強化し、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業・情報等を集めるとともに、ライフサイエンス分野等におけるイノベーションや、東京圏の国際化と活性化に寄与する機能形成を通じ、東京圏のビジネス機能、新産業創造・発信機能を支える成長戦略拠点を形成する。

【羽田空港南地区】

羽田空港に隣接し、多摩川、海老取川の豊かな水辺空間を有する羽田空港南地区において、周辺環境との共生を目指した潤いと安らぎのある空間を形成しつつ、立地特性を活かし、産業交流機能、情報発信機能、宿泊機能などの導入を図り、人・モノ・情報の活発な交流を促進し、羽田空港機能を強化する成長戦略拠点を形成する。

【殿町地区】

羽田空港に近接し、多摩川の豊かな水辺空間を有する殿町地区において、多摩川に面したうるおいと緑豊かな良好な都市環境を形成しつつ、公民連携によるインフラ整備と適切な土地利用の誘導により、ライフサイエンス・環境分野の研究開発等の中核機能、国内外の人材、もの、情報の交流拠点となる都市機能の集積を進め、国際競争力の強化を先導する世界的なイノベーション創出拠点を形成する。

都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業

No	事業名	事業概要	実施主体	実施期間(年度)	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等
①	羽田空港跡地第1ゾーン整備事業(第一期事業)	敷地面積 5.9ha	羽田みらい 特定目的会社	H30～R5	・国際競争力強化施設の整備に関する事項:研究開発促進施設、国際会議場施設の整備、外国語対応医療施設
②	羽田空港跡地第2ゾーン計画	敷地面積 4.3ha	羽田エアポート都市開発株式会社	H29～R2	・国際競争力強化施設の整備に関する事項:国際会議等の開催に対応が可能な会議・イベント施設の整備
③	川崎生命科学・環境研究センター(ライズ)	敷地面積 0.7ha 延床面積 11,400 m ²	大成建設株式会社	H23～24	
④	国立医薬品食品衛生研究所	敷地面積 2.7ha	国立医薬品食品衛生研究所	H24～29	
⑤	臨空関連開発	敷地面積 3.0ha	全日本空輸株式会社	H24～25	
⑥	東京サイエンスセンター	敷地面積 0.3ha	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	H25～26	
⑦	ナノ医療イノベーションセンター	敷地面積 0.8ha	公益財団法人 川崎市産業振興財団	H25～26	
⑧	日本アイソトープ協会川崎技術開発センター	敷地面積 1.0ha	公益社団法人 日本アイソトープ協会	H25～28	
⑨	クリエートメディック㈱研究開発センター	敷地面積 0.3ha	クリエートメディック株式会社	H25～28	
⑩	ライフイノベーションセンター(LIC)	敷地面積 0.8ha	神奈川県 東京センチュリーリース株式会社 大和ハウス工業株式会社	H25～27	
⑪	PDR ファーマ(株) 川崎ラボ	敷地面積 0.35ha	PDR ファーマ(株)	H26～28	
⑫	(仮称)殿町プロジェクト	敷地面積 4.6ha	大和ハウス工業株式会社	H26～R5	
⑬	ヨドバシカメラアッセンブリーセンター	敷地面積 14.9ha	株式会社ヨドバシカメラ	H26～28	
⑭	ペプチドリーム本社・研究所	敷地面積 0.5ha	ペプチドリーム株式会社	H27～H29	
⑮	殿町新研究棟(JSR-BIRD)	敷地面積 0.3ha	JSR株式会社	R1～R3	
⑯	殿町本社・研究開発拠点	敷地面積 0.4ha	SBカワズミ株式会社	R1～R3	
⑰	サイバニクスイノベーションベース A	敷地面積 1.5ha	CYBERDYNE株式会社	R2～R4	・国際競争力強化施設の整備に関する事項: 外国語対応医療施設、研究開発促進施設を整備

※事業の位置は別図のとおり

都市の国際競争力の強化のために必要な公共公益施設の整備に関する事業

No	事業名	事業概要	実施主体	実施期間(年度)	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等
㊸	殿町三丁目土地区画整理事業	区域面積 22.7ha	UR 都市機構、川崎市	H21～25	・地区計画決定(平成 21 年 11 月 11 日)
㊹	東京都市計画道路補助線街路第 333 号線、東京都市計画道路環状第8号線及び川崎都市計画道路3・4・29 号殿町羽田空港線	延長 840m 幅員 17.3m	川崎市、東京都 国土交通省	H28～R3	・都市計画に関する事項: 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 333 号線 東京都市計画道路幹線街路環状第8号線(変更) 川崎都市計画道路3・4・29号殿町羽田空港線 (都市計画決定告示:平成 28 年 12 月 5 日)
㊺	東京都市計画土地区画整理事業 羽田空港跡地地区土地区画整理事業	区域面積 16.5ha	独立行政法人都市再生機構	H28～R8	・都市計画に関する事項: 東京都市計画土地区画整理事業 羽田空港跡地地区土地区画整理事業 (都市計画決定告示:平成 28 年 2 月 12 日)
㊻	東京都市計画公園事業 第4・3・124 号羽田空港公園	区域面積 3.3ha	大田区	R2～R9	・都市計画に関する事項: 東京都市計画公園第4・3・124 号羽田空港公園 (都市計画決定告示:平成 28 年 2 月 12 日)

※事業の位置は別図のとおり

上記の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

・東京都市計画道路補助線街路第 333 号線、東京都市計画道路環状第8号線及び川崎都市計画道路3・4・29 号殿町羽田空港線は、川崎市、東京都及び国土交通省が役割分担して管理し、安全、円滑で快適な交通を確保し、良好な状態を維持する。

【羽田空港南地区】 羽田空港跡地第1ゾーンの駅前広場については、鉄道利用者及び第1ゾーン来訪者の回遊性・利便性に配慮し、良好な状態での維持管理に努める。 【殿町地区】 殿町3丁目地区においては、適切なまちづくりが促進されるよう「殿町3丁目地区まちづくりガイドライン」が策定されており、川崎市や地権者（土地所有者、借地権者、建物所有者）からなるまちづくり協議会を設立し、地区施設などの運営管理に関わる事項について検討を行う。
その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項 上記の都市開発事業及び公共公益施設の整備に当たっては、地域の外国語による情報発信及び外国企業・外国人来訪者の受け入れ体制の構築、外国語情報板・案内板の設置等の国際的なビジネス環境等改善に資する都市機能の向上に係る取組や、国内外でのプレゼンテーション及び国際会議等に合わせた地域のPRイベントの開催等のシティセールスに係る取組を行うなどにより、外国からの来訪者、外国人居住者に十分配慮するものとする。

羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域（整備計画位置図）

